

第176回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】  
議事録

日時：平成30年9月20日(木)9:00～9:10  
場所：経済産業省 別館1階103-105会議室  
出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員  
議題：

- (1) 電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について
- (2) 「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について

○八田委員長　それでは、時間になりましたので、ただいまから第176回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

それでは、早速議事に入りますが、議題(1)は、「電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、お手元の資料3をごらんいただければと思います。「電気の経過措置料金に関する専門会合の設置について」です。

「趣旨」は、囲みに記してございますとおりです。ポイントをご説明いたします。

平成28年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占に陥ることを防ぐ」との趣旨で、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、平成32年3月末までは、全国全ての地域において従来と同様の規制料金、いわば経過措置料金ですが、これを存続させることになっております。

それで、法律上の規定においては、平成31年の4月以降、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定する」供給区域について経過措置料金が存続する。逆にいうと、指定をしないと原則として経過措置料金は撤廃される条文上のたてつけになってございます。

その下の部分でございます。「電気事業法等の一部を改正する等の法律」、これは、先般、電気事業法を3回改正しましたが、その3回目の法律改正になります。その「第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律」、これは、「改正する」の後に「等」があるかないかで違うのですが、これは第2弾の法律の附則を第3弾の改正をしにしています。その附則の第16条第2項及び第6項の規定によって、平成31年の4月以降、先ほど申しあげました大臣の指定(又はその解除)の判断、決定を行うことが法律上可能とされております。

条文上のところにつきましては、2 ページ目、3 ページ目に参照条文をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

いずれにしても、来年の4月に大臣の指定（又は解除）の判断、決定を行うことが可能となるということに際して、本年の9月13日付で経産大臣から意見照会がございました。この点につきましては、後ろの別添1で、意見照会について添付しております。

こうしたことを踏まえまして、当委員会としても調査・審議を行っていくことが必要となります。それで、この委員会の運営規程第6条の規定に基づきまして、この委員会の下に「電気の経過措置料金に関する専門会合」を設置したいとのご提案です。

専門会合の構成員につきましては、委員及び専門委員のうち委員長がご指名された方によって構成されることとなっております。また、座長についても委員長の指名となっております。

その構成員の案については、別添2を後ろにつけていますが、こうしたメンバーで、座長は、神戸大学大学院の泉水教授、あと、委員としては当委員会の圓尾委員、それから専門委員として、個別の紹介は省略させていただきますが、資料にございますメンバーでご検討をいただくこととしてはどうかというものです。

先ほども申し上げましたように、専門会合のメンバーについては、委員長の指名となっておりますので、委員会としてこの専門会合の設置を決定していただき、その上で委員長の指名ということで進めさせていただければと考えております。

「調査・審議事項」について、1 ページ目の下のところに3点ほど書かせていただいております。指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準、要は、経過措置料金を残すのか残さないのか、残すとしたときに供給区域ごとに判断をするということになってございますので、その基準についての考え方、それから、その基準に照らした上での各供給区域に関する競争状況の評価ということ、それから、実効的な事後監視の仕組み、その他必要と考えられる事項、以上3点となります。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明の内容について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。――それでは、特段ご質問、ご発言がなければ、電気の経過措置料金に関する専門会合を設置して、その構成員についても、委員長として指名手続き

を進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。議題（２）の「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　資料４でございます。「電力の小売営業に関する指針の改定案」ということで、その建議をしたいということでございます。

「これまでの検討状況」でございますが、本委員会でも数回ご報告をさせていただき、かつ制度設計専門会合においても本年４月以降４回にわたって審議を行っていただきました。

それを踏まえまして、本委員会のご了解をいただいた上でパブリックコメントを本年７月３０日から１カ月弱実施をいたしました。その結果の報告と改定案の報告でございます。

まず、資料４-１に書いてございますけれども、パブリックコメントでは、合計で２２通のご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、１点だけ、FIT電気に非化石証書を使用する場合については、実質的に再エネ電気であることを表示することについて、わかりやすさの観点から、表現ぶりの若干の修正を、この資料の２ページ、３ページに書かせていただいておりますけれども、この修正をした上で、この改定案を資料４-２のとおり経済産業大臣に建議をしたいということでございます。

詳しい内容については、既に何度か説明させていただきましたので割愛をさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。――これは、この間もかなり細部にわたって議論をしたところですので、それでは、事務局からご説明があったとおり「電力の小売営業に関する指針の改定案」について、経済産業大臣に建議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、委員会として経産大臣に建議することといたします。

それでは、予定していた議事は以上ですが、事務局より連絡事項があったらお願い

いたします。

○都築総務課長 次回の会合でございますが、来週9月27日（木曜日）の10時開始を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○八田委員長 それでは、この会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――